

12. 財政用語ミニ解説

用 語	見 方	算 式
形 式 収 支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額。普通会計の形式収支は、現金主義の建前に立っているため、当該年度における、収入された現金と支出された現金の差額を表示するにとどまり、当然、歳入決算額が歳出決算額を上回れば黒字決算であり、下回れば赤字決算となる。	歳入決算額－歳出決算額
実 質 収 支	決算収支を表すもので、累年による黒字、赤字の額を示す。一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整として適度の余剰も考えられる。	(歳入－歳出)－翌年度へ繰越すべき財源
単 年 度 収 支	実質収支は前年度からの収支の累積であるので、その影響額を控除した単年度の収支のこと。	当該年度の実質収支－前年度の実質収支
実 質 単 年 度 収 支	単年度収支のなかには実質的な黒字要素や赤字要素が含まれている。これらを控除した単年度収支を実質単年度収支という。	当該年度実質収支－前年度実質収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩額
標 準 財 政 規 模	当該団体の経常的一般財源の規模を示した額のこと。	〔(基準財政収入額－各種譲与税－交通安全対策特別交付金) × 100 / 75 + 各種譲与税＋交通安全対策特別交付金〕＋普通交付税額 ＋臨時財政対策債発行可能額
実 質 収 支 比 率	標準財政規模に対する実質収支額の割合 実質収支額が黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で表示される。黒字の場合、おおむね3％～5％が望ましいとされる。	$\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$ (H19より臨時財政対策債発行可能額含む)
財 政 力 指 数	当該団体の財政力を表す指標 基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の当該年度を含む過去3ヶ年の平均値を言う。「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされ、「1」を超えると普通交付税の不交付団体となる。	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{ の } 3 \text{ヶ年 平均}$
実 質 公 債 費 比 率	許可制だった地方公共団体の地方債発行(起債)が平成18年度から協議制となり、総務大臣や都道府県知事の同意が得られなくても議会で報告した上で起債できることとなったことから、地方債の信用維持等の観点から新たに導入された財政指標であり、また、起債に際し許可が必要となるかどうかを判定する基準の一つ。 これまで起債制限に用いられてきた「起債制限比率」を見直し、従来は考慮されていなかった公営企業の支払う元利償還金に対する一般会計の繰出金や一部事務組合等の公債費類似経費(負担金等)も算定に加えるなどして、「起債制限比率」より連結決算の考え方が反映されている。 この比率が18%以上の団体は起債に際し許可が必要となり、さらに25%以上の団体については一定の地方債の起債が制限され、35%以上の団体については、さらにその度合いが高まる。 《起債制限比率との相違点》 1) 実質的な公債費を算定対象に追加 ・公営企業債の元利償還金への一般会計からの繰出しを算入 ・PFIや地方公共団体の組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入 2) 満期一括償還方式の地方債に係るルールの一掃 ・減債基金積立額を統一ルールで実質公債費比率に算入 ・減債基金積立不足がある場合は、実質公債費比率に反映	$\frac{(A+B)-(C+D)}{E-D} \quad \text{当該年度前3年度の平均値}$ A：地方債の元利償還金(公営企業分及び繰上償還等を除く) B：地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」) C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入公債費の額」)及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算定された額(「算入準公債費の額」) E：標準財政規模(「標準的な規模の収入の額」) * 実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金(上記A関連) ① 公営企業債の元利償還金 ② 繰上償還を行ったもの ③ 借換債を財源として償還を行ったもの ④ 満期一括償還方式の地方債の元利償還金 ⑤ 利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの * 「準元利償還金」(上記B関連) ① 満期一括償還方式の地方債の1年当たり元金償還金相当額 ② 公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金 ③ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金 ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など) ⑤ 一時借入金の利子

